

電力需給契約書

京都府（以下「甲」という。）と「落札者」（以下「乙」という。）とは、本庁庁舎で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別冊「仕様書」及びこの契約の各条項に基づき、甲の京都府庁本庁庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1） 契約電力

- ア 常時電力 2,200kW
- イ 予備電力 2,200kW
- ウ アンシラリーサービス料金対象容量 0kW

（2） 契約単価

別紙「契約単価表」のとおり
(契約単価表の各金額には消費税及び地方消費税相当額を含む。)

（3） 供給場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

（4） 契約期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

（5） 供給仕様等

別冊「仕様書」のとおり

（6） 予定数量

年間電力量6,049,100kWh

（7） 契約保証金

100分の10

（8） この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（契約保証金）

第2条の2 甲は、前条第7号の契約保証金を第7条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、契約満了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

（秘密を守る義務）

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（契約の変更等）

第5条 甲が、契約電力を超えて電気を使用した場合には、契約超過金を支払うものとする。この場合において、契約超過金の金額については、乙の定める電力需給約款（以下「需給約款」という。）を原則として、その支払条件は協議により決定する。

2 甲が、契約電力を超えて電気を使用する等、契約電力が不適当と認められる場合は、すみやかに甲乙協議のうえ契約を適正なものに変更するものとする。

3 契約期間内に契約電力を変更するときは、甲は、需給約款の規定により乙に精算金を支払うものとする。

（電力量の計量）

第6条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）及び最大需要電力を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲に報告するものとする。なお、検針日は実際に検針を行った日に関わらず、毎月1日とする。

2 乙が甲の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はこれに応ずるものとする。

（力率割引等）

第7条 力率割引及び割増は、需給約款の規定によるものとする。

（燃料費等調整）

第8条 燃料費等調整は、仕様書によるものとする。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第8条の2 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、需給約款の規定によるものとする。

（料金の算定）

第9条 常時電力料金は、第2条第1号アに定める契約電力に別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）の基本料金単価を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量（予備電力により供給を受けた使用電力量を含む。）に単価表の電力量料金単価を乗じて得た額（以下「常時電力量料金」という。）を加算した額とする。ただし、常時基本料金は、第7条によって算定された力率割引又は割増を行うものとし、常時電力量料金は、第8条によって算定された燃料費等調整額を差し引き、又は加えるものとする。

2 予備電力料金は、第2条第1号イに定める契約電力に単価表の基本料金単価を乗じて得た額とする。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、需給約款の規定によるものとし、その額は再生可能エネルギー発電促進賦課金に使用電力量を乗じて得た額とする。

4 基本料金及び従量料金の単価については、京都府を区域とする地域電力会社の料金及び単価変更並びに供給条件の変更があっても、契約期間中の変更は原則として甲乙共に応じないものとする。ただし、電力関係の制度変更など甲乙の不可抗力に起因する場合においては、甲乙協議の上で変更することができる。

（代金の支払等）

第10条 乙は、第6条の規定による計量をしたときは、月毎に次の1号から3号に掲げる金額の合計額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し請求するものとする。なお、単位及び端数処理に関しては需給約款の規定によるものとする。

（1） 第9条に定める常時電力料金に消費税及び地方消費税相当額を付加した金額（ただし、いわゆる消費税内税方式の単価である場合は付加しない。以下同じ）

（2） 第9条第2項に定める予備電力料金に消費税及び地方消費税相当額を付加した金額

（3） 第9条第3項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出した金額

2 甲は、第1項に規定する請求書を受領したときは、乙が指定する日（以下「支払日」という。）までに、乙に代金を支払うものとする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

3 甲は、前項の期間内に契約金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延料金を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延料金を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延料金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（接続供給契約等の義務）

第11条 乙は、この契約に基づき、乙と関西電力株式会社との間に、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始までに甲に提出しなければならない。なお、当該契約に係る費用等は乙の負担とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が電気を供給する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、予定使用電力量が、予定数量の3分の2以上減じる見込みのあるときは、乙に対し通知しなければならない。この場合においては、乙は、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第12条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第12条の3 甲は、契約期間が満了するまでの間は、第9条第1項及び第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲が指定する期日までに支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第12条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第12条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第13条の2 乙は、第12条の2各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

3 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由が無く、甲が契約を解除する場合は、乙は需給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(予算削減に係る契約の解除等)

第14条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき電力料が減額され、又は削減されたときはこの契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(関係法令の遵守)

第15条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(疑義)

第16条 この契約書に定めのない事項は、原則として需給約款によるものとし、当該需給約款に定めのないとき、需給約款による取扱いに異議があるとき、又はこの契約の各条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 氏 名 京都府知事 西 脇 隆 俊 印

乙 住 所
氏 名

印

(別紙)

契 約 単 価 表

需要場所（需要家） 京都府庁本庁庁舎

契約期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

1 基本料金単価

区 分	単 価 (円／kW)
常用電力基本料金	
予備電力基本料金	

2 電力量料金単価

区 分		単 価 (円／kW)
夏 季	7月1日から9月30日までの期間	
その他季	上記以外の期間	

注1 上記1、2の契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 上記1の常時電力の基本料金単価は、受電端力率100%の場合である。

3 上記2の電力量料金単価は、燃料費等調整単価を含まない単価である。